

## 「法テラス青森」定期相談会が開催されます

「法テラス青森」では、3月から毎月定期相談を開催しています。

「法テラス青森」は国が設立した公的な機関で、借金・離婚・労働問題・犯罪被害など、法的トラブルでお悩みの方で経済的に余裕がない方に、無料で法律相談を行い、必要な場合には、弁護士・司法書士費用の立て替えを行っています。

ご相談したい方は、事前に予約が必要となりますので役場住民福祉課へご連絡ください。担当が相談内容などを確認した上で予約を受付けます。

### 4月定期相談日程

■日 時 平成28年4月27日(水) 午前10時30分から正午まで

※相談時間は、1人30分程度

■会 場 津軽海峡文化館 アルサス 2階会議室

■定 員 3名程度(事前に役場で予約を取りまとめします。)

■対 象 下記の資力基準に該当している方

■予約・問合せ先 下記担当(予約受付時間 平日午前9時から午後5時まで)

無料法律相談資力基準	単身者	2人家族	3人家族	4人家族
月収 (賞与を含む手取り年収の1/12)	182,000円以下	251,000円以下	272,000円以下	299,000円以下
現金・預貯金の合計	180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

※夫婦間の紛争の場合を除き、原則として配偶者の収入または資産を加算した額で判断します。

【お問合せ】住民福祉課 住民係

## 障害者相談の開催について

村では、障害のある方が地域で安心して日常生活を送ることができるよう下記の通り障害者相談を実施します。

「例えばこんな相談・・・」

○障害者の福祉サービスを利用するにはどうすればいいのか？

○将来の生活のことが心配・不安

○医療・健康・就労・介護相談

○施設などの活用や権利擁護

など障害者にかかわる各種相談に、村から委託を受けたむつ市の相談支援事業所の専門員が、助言や情報提供をいたします。

障がいのある方、障害者手帳の有無や年齢は問いません。また、ご家族や関係者の方々の相談も受け付けます。

相談料は無料で秘密は厳守しますので、お気軽においでください。相談日と時間場所は次のとおりです。

期 日	期 日	時間・場所
4月20日(水)	10月19日(水)	いずれも 午前10時30分 } 11時30分 役場 和室
5月18日(水)	11月16日(水)	
6月15日(水)	12月21日(水)	
7月20日(水)	1月18日(水)	
8月17日(水)	2月15日(水)	
9月21日(水)	3月15日(水)	

【お問合せ】住民福祉課 福祉・健康推進係